

委提第4号

北本市議会委員会条例の一部改正について

会議規則第14条第2項の規定により、北本市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和2年8月27日 提出

提出者 議会改革特別委員長 黒澤健一

北本市議会議長 滝瀬光一様

北本市議会委員会条例の一部を改正する条例

北本市議会委員会条例（昭和48年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次のただし書を加える。

ただし、第1号から第3号までに掲げる常任委員会の所管については、第4号に掲げる常任委員会の所管に属するものを除くものとする。

第2条第2項に次の1号を加える。

(4) 予算決算常任委員会 19人

予算及び決算に関する事項

第2条に次の1項を加える。

- 3 前項第4号に掲げる常任委員会において決算に関する事項の審査を行うときは、議員のうちから選任された監査委員の職にある者を除くものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に選任される予算決算常任委員会の委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、令和3年5月19日までとする。